

## 国立保健医療科学院寄宿舍運営管理細則

(平成14年4月1日院長伺定)

(平成17年4月1日一部改正)

(平成23年3月17日一部改正)

(平成29年3月29日一部改正)

(令和3年3月22日一部改正)

(令和3年6月25日一部改正)

(令和7年4月1日一部改正)

(令和8年4月1日一部改正)

### (総則)

第1条 国立保健医療科学院（以下「本院」という。）の寄宿舍に入居する者（以下「宿泊者」という。）は、良識に基づき、「国立保健医療科学院寄宿舍規程（以下「寄宿舍規程」という。）及びこの規定を誠実に守り、共同生活の規律を保持し、融和に努めなければならない。

### (宿泊)

第2条 宿泊者は、あらかじめ寄宿舍に関する案内等により、寄宿舍生活の内容について理解し、国立保健医療科学院長（以下「院長」という。）に様式1の宿泊願兼誓約書を提出し、許可を得なければならない。

2 宿泊者は、入居するに当たって院長の指定する居室に宿泊するものとする。

### (転室)

第3条 宿泊者は、院長が、必要と認めるときは、その指示するところにより転室するものとする。

### (宿泊辞退、入退去日の変更)

第4条 寄宿舍規程第6条第2項に基づく宿泊辞退又は入退去日の変更は、様式2により届け出なければならない。

### (災害予防等)

第5条 宿泊者は、災害を予防し、その発生に対処するため、次の事項を守らなければならない。

- 一 電熱器及びその他の火災発生のおそれがある器具は、使用しないこと。
- 二 寄宿舍内で喫煙してはならないこと。
- 三 外出その他居室を空けるとき、又は就寝するときは、戸締まりを完全に行うこと。
- 四 廊下、非常口、階段等に障害となる物を放置しないこと。

五 寄宿舍の内外で火災、盗難等の非常事態を発見したときは、速やかに適切な方法により、警報等の必要な措置をとること。

六 消火訓練及び避難訓練等を実施するときは、これに参加すること。

#### (衛生の維持)

第6条 宿泊者は、寄宿舍の内外における良好な環境衛生の維持について相互に協力するものとする。

2 宿泊者は、寄宿舍の内に感染症等の緊急措置を要する病気その他の事故が発生し、又はその疑いが生じたときは、速やかに本院総務部総務課の担当職員に報告しなければならない。

3 宿泊者は、寄宿舍内の防疫消毒等に際しては、その円滑な実施に協力しなければならない。

#### (施設及び備品等の取扱)

第7条 宿泊者は、寄宿舍の施設及び備品等（以下「施設備品等」という。）の取扱について次の事項を守らなければならない。

一 備え付けた物品を使用した後は、速やかに元の場所に返却すること。

二 施設又は供用物品に釘打ちその他の工作を加えたり、その位置をみだりに変えたりしないこと。

三 施設、備品又は貸与品を亡失し又はき損したときは、遅滞なく本院総務部会計課の担当職員に届け出てその指示を受けること。

四 寄宿舍内に設置した電気洗濯機、乾燥機及び電気掃除機の使用は、指定する時間内に限ること。

#### (整理整頓)

第8条 宿泊者は、常に居室の内外の清掃に努めるとともに、整理整頓を心掛けなければならない。

#### (外泊・時間外の届出)

第9条 宿泊者は、外泊又は門限である23時より遅い時間まで外出しようとするときは、事前に所定の外泊・時間外届を、守衛室カウンターボックスに提出しなければならない。

#### (来訪者の対応)

第10条 寄宿舍における来訪者との面接は、談話コーナーその他指定する場所において行うものとする。

2 宿泊者は、来訪者を寄宿舍内に宿泊させてはならない。

(施設利用等の許可)

第11条 宿泊者は、寄宿舍において、その施設を利用して行事等を行おうとするとき及び掲示板を使用するときは、事前に院長の許可を受けなければならない。

(寄宿舍管理担当職員等の入室)

第12条 宿泊者は、寄宿舍管理担当職員及び各設備保守、清掃業務契約者が寄宿舍の施設設備等の管理のため居室に立ち入る必要があるときは、これに協力しなければならない。

(随時の指示)

第13条 宿泊者は、前各条のほか、寄宿舍の運営及び管理に関し、院長が必要に応じて指示するところに従うものとする。

附則

- 1 この細則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 国立保健医療科学院（仮称）寄宿舍運営管理細則（平成13年10月5日国立公衆衛生院院長伺定）は、平成14年4月1日限りで廃止する。

附則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附則（平成23年3月17日）

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成29年3月29日）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附則（令和3年3月22日）

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附則（令和3年6月25日）

この細則は、令和3年6月25日から施行する。

附則（令和7年4月1日）

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

附則（令和8年4月1日）

この細則は、令和8年4月1日から施行する。

様式1 (第2条関係)

宿 泊 願 (兼 誓 約 書)

フリガナ			
氏 名			性 別 男 ・ 女
研修名 課程名	研修期間： 年 月 日～ 年 月 日		
勤務先名 (部課名)			
勤務先	〒		
	電 話		
	E-mail		
旅館業法 に基づく 宿泊者情報	本人の 住所		
	携帯電話 (連絡先)	年 齡	_____
	宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるとき等、特に記載する事項がある場合は申し出てください。		
入退去希望 期間	年 月 日 ( ) 時 ~ 年 月 日 ( ) 10:00 まで (泊) <b>【入居時間 14:00~22:00】</b> <b>【退去時間 10:00 まで】</b> *上記時間に入居できない場合はあらかじめご連絡ください。 <u>048-458-6187(9:00~18:00)、048-458-6111(18:00以降)</u> * <b>チェックイン: 14:00~17:00 は寄宿舍受付、17:00以降は本館玄関受付で行います。</b>		
宿舎料に係る 納入告知書の 送付先等	<u>【送付先住所について】</u> チェック✓を付けてください。 <input type="checkbox"/> 勤務先住所と同じ <input type="checkbox"/> 上記と異なる住所 (以下に記載してください。) ( 〒 _____ ) <u>【納入告知書の宛名について】</u> チェック✓を付けてください。 <input type="checkbox"/> 宿泊者本人 _____ <input type="checkbox"/> 宿泊者以外 (以下に記載してください。) ( フリガナ _____ ) 宛 名 _____ )		

上記の期間について宿泊したいので、許可くださるようお願いいたします。なお、宿泊した場合は、国立保健医療科学院寄宿舍要覧及び下記注意事項を遵守することを誓約します。

令和 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_

国立保健医療科学院長 殿

注意事項

- (1) 入学許可又は受講決定を受けた後に宿泊予約受付を開始します。通知前にはお申込みできません。
- (2) 当院敷地内での飲酒はできません。(食堂における懇親会は除きます。) また、全面禁煙です。(電子たばこ等の新型たばこも禁止です。) 飲酒や喫煙が確認された場合、あるいは宿室内での騒音等、迷惑行為が確認された場合には、研修期間中であっても、派遣元へ連絡の上、寄宿舍から退去いただくこととなりますので、注意してください。
- (3) お申込み後、3日~5日以内(土日祝日を除く)に、部屋番号等の情報をメールにて返信いたします。チェックインの際に印刷物又はスマートフォン等の画面で提示してください。お申込みから1週間を過ぎても返信が無い場合は本院総務部研修・業務課 企画係 (TEL 048-458-6187) までお問合せ願います。なお、院内での調整の都合上、お申込直後のお問合せにつきましては対応しかねますので御了承願います。
- (4) 寄宿舍に不具合が発生した場合は、宿泊先を別途確保していただくことがありますので、御了承願います。

令和 年 月 日

国立保健医療科学院長 殿

届出者氏名： \_\_\_\_\_

研 修 名： \_\_\_\_\_

宿泊室番号： \_\_\_\_\_

## 宿 泊 変 更 届

寄宿舍の宿泊について、以下のとおり変更を届け出ます。

### ○変更内容

該当する変更内容について、○印を付けてください。

#### 1. 宿泊辞退

#### 2. 入居日変更

予約時 入居予定日		変更後 入居予定日	
--------------	--	--------------	--

#### 3. 退去日変更

予約時 退去予定日		変更後 退去予定日	
--------------	--	--------------	--

### 【1. 宿泊辞退】を選択された方は、

(ア) 寄宿舍の宿泊は辞退するが、研修には参加する場合

・・・本紙のみ届け出てください。

(イ) 寄宿舍の宿泊を辞退し、研修の受講も辞退する場合

・・・本紙による届け出及び研修担当係への連絡をお願いします。

研修の辞退届は別途指定する連絡先に提出が必要となります。

様式3 (第9条関係)

## 外泊・時間外届

届出月日	月 日
氏名	
室号	
事項	外 泊 ・ 時 間 外
期間	/ ~ /
緊急連絡先 (TEL)	- -